

地域	エチオピア連邦民主共和国
日付	2022年3月28日
法律事務所	Mesfin Tafesse & Associates Law Office
役職名、氏名	Mesfin Tafesse、Principal Attorney
連絡先	E: mtafesse@mtalawoffice.com

## 質問事項

### I. 個人情報保護に関する法律

- i. あなたの国には、現在又は近い将来施行される予定の私的分野における個人情報保護に関する一般法はありますか。

いいえ。

エチオピアには個人情報保護法の草案が存在しますが、いまだ発効していません。現在の法的枠組みの下では、私的分野におけるその他のデータ保護規則や規程は他の法律に散在しています。個人情報に関する一般法は存在していません。<sup>1</sup>

- ii. あなたの国には、現在又は近い将来施行される予定の公的分野における個人情報保護に関する一般法はありますか。

いいえ。

質問 i への回答で述べたのと同様に、公的分野におけるデータ保護規則は、特定の分野に関して制定された様々な法律の中に組み込まれています。個人情報に関する一般法は存在していません。

- iii. あなたの国には、現在又は近い将来施行される予定の個別の分野に適用のある個人情報保護に関する法律はありますか。(ある場合は概要を教えてください。)

はい。通信分野、金融分野、医療分野では、個人情報の保護に関する特定の法律があります。

I の(i)(ii)(iii)について全て「該当なし」の場合は IV に進みます。

### II. 個人情報の保護に関する規程の基本情報

- i. I で言及いただいた個人情報保護に関する法律について以下の空欄を埋めて下さい。

名称: エチオピア連邦民主共和国憲法

<sup>1</sup> 個人情報保護に関する一般法とは、分野別ではなく、個人情報全般を規制する法律を指すと理解しています。

① 「個人情報」の定義	ありません。
② 法律の適用範囲	すべての自然人および法人
③ 地理的範囲	エチオピア領域内
④ 備考	この法律には、プライバシー権に関する一般的な保証規定が含まれています。この法律では、すべての人がプライバシー権を有し、自宅、個人、財産の搜索、または個人所有の財産の押収を受けない権利を有するとされています。さらに、すべての人は、郵便物、電話、電気通信、電子機器による通信を含むメモや通信の秘密を保持する権利を有すると定めています。

名称: [エチオピア連邦民主共和国民法](#)

① 「個人情報」の定義	ありません。
② 法律の適用範囲	すべての自然人および法人
③ 地理的範囲	エチオピア領域内
④ 備考	個人情報の定義はありません。民法は、個人とその住所の保護について規定しています。

名称: [電気通信不正行為に関する布告 第 761 号/2012](#)

① 「個人情報」の定義	ありません。
② 法律の適用範囲	すべての自然人および法人
③ 地理的範囲	エチオピア領域内
④ 備考	個人情報の定義はありません。この布告は、電気通信サービス加入者のデータを、違法な傍受、アクセス、改ざん、破壊、損傷から保護するものです。

名称: [コンピュータ犯罪に関する布告 第 958 号/2016](#)

① 「個人情報」の定義	ありません。
② 法律の適用範囲	すべての自然人および法人
③ 地理的範囲	エチオピア領域内
④ 備考	個人情報の定義はありません。この布告は、コンピュータシステム上のあらゆる種類のデータに関して、不正・違法なアクセス、傍受、損害から保護するものです。また、コンピュータシステムを不法な干渉から保護し、個人情報の盗難、コンピュータ関連の偽造や詐欺に対処する規定もあります。

名称: [マスメディアの自由と情報へのアクセスに関する布告 第 590 号/2008](#)

① 「個人情報」の定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人が関与した医療、教育、または学業、雇用、職業または犯罪歴、金融取引に関する情報。</li> <li>個人の民族的、国家的、社会的出身、年齢、妊娠、配偶者の有無、肌の色、性的指向、心身の健康、幸福、障害、宗教、信仰、良心、文化、言語、出生に関する情報。</li> </ul>
-------------	---

	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人に付与された識別番号、記号、その他特定のものの、住所、指紋、血液型に関する情報。</li> <li>個人の個人的な意見、見解、嗜好。ただし、他の個人に関する場合、または他の個人に対して行われる助成金、賞もしくは賞の提案に関する場合を除く。</li> <li>他の個人に対して行われる助成金、賞または賞の提案に関する個人の見解または意見。ただし、他の個人の見解または意見とともに表示される場合は、当該他の個人の名前を除く。</li> <li>他の個人に関する個人の見解または意見、</li> <li>または(個人に関する他の個人情報とともに表示される場合、または名前そのものを開示することで個人に関する情報が明らかになる場合)当該個人の名前。</li> <li>企業秘密、財務・商業・科学・技術情報を含む第三者の商業上の秘密情報、および第三者から秘密裏に提供された情報で、開示することにより第三者が不利になる情報。</li> <li>20年以内に死亡した者に関する情報。</li> </ul>
② 法律の適用範囲	すべての自然人および法人
③ 地理的範囲	エチオピア領域内

名称: [連邦所得税に関する布告 第 979 号/2016](#)

① 「個人情報」の定義	ありません。
② 法律の適用範囲	連邦政府の徴税当局に情報を提供するすべての自然人および法人
③ 地理的範囲	エチオピア領域内
④ 備考	この法律で保護されるデータは、税務官が職務上、納税者から取得するあらゆる情報です。

名称: [電子署名に関する布告 第 1072 号/2018](#)

① 「個人情報」の定義	ありません。
② 法律の適用範囲	電子的手段でメッセージを交換するすべての自然人および法人
③ 地理的範囲	エチオピア領域内
④ 備考	個人情報の定義はありません。電子証明書提供者は、提供された個人情報を秘密にする義務があります。

名称: [金融消費者保護指令 FCP/第 01 号/2020](#)

① 「個人情報」の定義	ありません。
② 法律の適用範囲	すべての自然人および法人
③ 地理的範囲	エチオピア領域内
④ 備考	「データ」という言葉は、特定された、または合理的に特定できる金融消費者またはセキュリティプロバイダに関するあらゆる情報と定義されます。金融消費者とは、金融サ

	<p>ービス事業者の現在または将来の顧客と定義されます。</p> <p>金融サービス事業者は、すべての顧客データを機密かつ安全に保管することが求められます。金融サービス事業者は、金融消費者のデータの機密性と安全性を確保するための方針(ポリシー)と手続を導入することが求められています。ポリシーには、データの保護、データの収集、利用、開示、収集されるデータの種類、第三者の開示手続が含まれていなければなりません。</p> <p>これらのポリシーのコピーは、銀行のウェブサイトや顧客からのオンデマンドで入手可能でなければなりません。</p>
--	--

名称: 全国銀行協会通達 FIS/第 01 号/2014

① 「個人情報」の定義	ありません。
② 法律の適用範囲	金融サービス事業者
③ 地理的範囲	エチオピア領域内
④ 備考	この通達は、代理店モバイルバンキングを行う金融サービス事業者に対し、データセンターおよび関連インフラを、同目的のために取得、賃貸、または特別の契約を結んでいる金融機関の敷地内に保持することを義務付けています。また、テクノロジーサービスプロバイダは、金融機関から、サポートやメンテナンスに関連する目的のために特定の期間アクセスを許可される場合を除き、いかなる顧客データにもアクセスすることができません。

名称: 個人情報保護に関する布告(案)

① 「個人情報」の定義	<p>「個人データ」とは、識別された、または識別可能な自然人に関するあらゆる情報のうち、以下に該当するものを意味します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 当該データにより当該自然人を識別できるもの、または</li> <li>• 当該データおよび他の情報(データ管理者が所有する、または所有する可能性のあるもので、当該自然人に関するあらゆる意見表明および当該自然人に関するデータ管理者またはその他の者のあらゆる意思表示を含む)により当該自然人を識別できるもの</li> </ul> <p>「センシティブ個人データ」とは、個人に関する以下の情報であると定義されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 人種または民族の出自</li> <li>• 遺伝情報または生体情報</li> <li>• 身体的または精神的な健康または状態</li> <li>• 性生活</li> <li>• 政治的な意見</li> <li>• 労働組合に加入していること</li> </ul>
-------------	---

	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 宗教上の信条またはこれに類する信条。</li> <li>• 犯罪の遂行または遂行容疑。</li> <li>• 犯された、または犯されたとされる犯罪に関するあらゆる手続、当該手続の処理、または当該手続における裁判所の判決、または</li> <li>• その他、エチオピア個人情報保護委員会が機微な個人データであると判断した個人データ。</li> </ul>
② 法律の適用範囲	すべての自然人および法人
③ 地理的範囲	エチオピア領域内
④ 備考	これはまだ発効していない布告案です。データ保護法の制定が進行中であることを示すため、情報提供のみを目的として掲載しました。近い将来、発効されることが期待されています。

名称: *食品・医薬品・ヘルスケア行政管理閣僚会議規則 第 299 号/2013*

① 「個人情報」の定義	ありません。
② 法律の適用範囲	すべての自然人および法人
③ 地理的範囲	エチオピア領域内
④ 備考	この規則は、医療従事者が患者に関する情報を開示することを義務付けています。患者に関する情報は、研究目的のために、直接・間接に患者個人を特定することなく公開することができます。

- ii. 上記の法について特に言及すべき事項がございましたらその概要をご教示下さい。  
*ありません。*

### III. OECD プライバシーガイドライン

- i. OECD プライバシーガイドラインの各原則を体現した法の規定があればその概要をご教示下さい。

<https://www.oecd.org/sti/ieconomy/oecdguidelinesonthe protectionofprivacyandtransborderflowsofpersonaldata.htm>

- (a) 収集制限の原則
- (b) データ内容の原則
- (c) 目的明確化の原則
- (d) 利用制限の原則
- (e) 安全保護の原則

(f) 公開の原則

(g) 個人参加の原則

(h) 責任の原則

上述のとおり、エチオピアには包括的な個人情報保護法がありません。データに関連する法律の多くは、様々な法律に散在しています。個人データに関連する条項を含む法律の中には、OECD のプライバシー原則のいくつかを含むものもあります。

#### コンピュータ犯罪に関する布告

コンピュータ犯罪に関する布告では、捜査の過程で得られたデータのうち捜査に無関係なものは、法務大臣(法務省)の決定に基づいて直ちに削除されるべきであるとされています。<sup>2</sup>この規定は、明確な形ではありませんが、収集制限、利用制限、目的明確化の原則を取り入れたものと思われる。

#### テロ対策基本法

テロ犯罪の防止と鎮圧に関する布告では、警察が入手した証拠で秘密性を持つものについては、秘密を保持する義務があるとされています。<sup>3</sup>この規定は、警察がデータの機密を保持し、捜査の目的のみに使用する義務を負うという点で、利用制限の原則と安全保護の原則の要素を含んでいます。また、本布告には、責任の原則を取り入れた規定もあります。<sup>4</sup>さらに、テロ捜査中の警察によるデータの監視・傍受を含む特別捜査技術の使用に関しては、収集制限、利用制限、目的明確化の原則の要素が存在します。警察は、データを収集することについての必要性を正当化する令状を取得し、取得したすべての情報の秘密を保持する義務を負います。また、受け取ったデータや情報が捜査に関係しない場合は、破棄する義務があります。個人(自然人または法人)は、テロ攻撃の防止や捜査のために、警察に役立つデータや情報を提供する義務を負っています。<sup>5</sup>ただし、被疑者のプライバシーを侵害するデータは、裁判所の命令によってのみ入手することができます。また、警察は、利用制限の原則を含め、受け取った情報を秘密にする義務を負っています。

---

<sup>2</sup> コンピュータ犯罪に関する布告第 958 号/2016 の第 25 条第 5 項。

<sup>3</sup> テロ犯罪の防止と抑制に関する布告第 1176 号/2020 の第 34 条第 3 項。

<sup>4</sup> テロ犯罪の防止と抑制に関する布告第 1176 号/2020 の第 41 条。

<sup>5</sup> テロ犯罪の防止と抑制に関する布告第 1176 号/2020 の第 43 条。

## 重要事項の登録および国民 ID カード

重要事項の登録および国民 ID カードに関する布告では、一般に、市民的地位の登録簿の保管を委託された機関は、安全保護の原則の要素を含むその保護<sup>6</sup>に責任を負うものとされています。この原則は、別の規定でも繰り返し述べられています。<sup>7</sup> さらに、「あらゆる重要な出来事は、法的、行政的、統計的目的に使用できる必要な詳細情報とともに登録されなければならない」と規定されており、データ内容の原則が盛り込まれています。<sup>8</sup> さらに同法は、出生、結婚、離婚、死亡に関して、登録機関に登録されるデータの種類に関する詳細な規定を含んでいます。また、入力された個人データの訂正に関する個人参加の原則も盛り込まれています。<sup>9</sup> 登録機関に入力されたデータを訂正するための手順が概説されています。国民 ID カードについては、法律がカード保持者に ID カードの特定事項の変更を通知することを義務付けており、データ内容の原則に基づき、最新の状態を維持することが求められています。当局が収集した ID カードや重要受講に関するデータが開示される目的は法律<sup>10</sup>に記載されており、これは目的明確化の原則に合致しています。さらに、この規定は、データ主体の同意が得られない限り、データは法律で定められた者以外の者には開示されてはならないという個人参加の原則も含んでいます。さらに、データ主体の同意があっても、その情報が公共の利益を害する可能性がある場合は、他者には開示されないと定めています。最後に、重要事項の登録や ID カードの発行に関連して収集されたデータを損傷、破壊、抑圧、または不法にアクセスした者は、法律で拘束されます。

## メディアと情報へのアクセスの自由

メディアの自由と情報へのアクセスに関する布告には、公的機関が保有するデータをどのように第三者に開示しなければならないかについて、詳細な項目が設けられています。これには、データ主体の同意を求めるとも含まれます。<sup>11</sup> さらに、本布告には、個人がどのような状況下でどのように情報を要求するかについても、詳細な手順が示されています。これらの要求には、データ管理者が要求した個人に関連するデータを保有しているかどうかの確認要求や、データの削除要求が含まれます。これらの規定は、利用制限の原則と個人参加の原則を反映しています。

---

<sup>6</sup> 重要事項の登録および国民 ID カードに関する布告第 760 号/2012 の第 15 条。

<sup>7</sup> 重要事項の登録および国民 ID カードに関する布告第 760 号/2012 の第 65 条。

<sup>8</sup> 重要事項の登録および国民 ID カードに関する布告第 760 号/2012 の第 17 条。

<sup>9</sup> 重要事項の登録および国民 ID カードに関する布告第 760 号/2012 の第 49 条。

<sup>10</sup> 重要事項の登録および国民 ID カードに関する布告第 760 号/2012 の第 64 条。

<sup>11</sup> マスメディアの自由および情報へのアクセス (Freedom of the Mass Media and Access to Information) に関する布告第 590 号/2008 の第 19 条。

## 財務データ

金融サービス事業者は、消費者のデータの機密性と安全性を確保するための手続を導入する義務があります。サービス提供者は、保護、収集、利用、開示に関する方針、収集されるデータの種類、および顧客にデータを開示する可能性のある第三者を通知し、開示する義務を負います。<sup>12</sup>

また、法律では、データは合法的かつ公正な手段で収集されなければならないとされています。<sup>13</sup> データの利用に関しても同じ原則が適用されます。<sup>14</sup> この法律は、サービス提供者がデータを開示する第三者に対して、データの機密性と安全性を確保することも義務付けています。これらの法律は、安全保護の原則に準拠しています。<sup>15</sup>

また、顧客が自身のデータにアクセスし、訂正するための手続も詳細に規定されており、個人参加の原則にも合致しています。<sup>16</sup>

## 個人情報保護に関する布告(案)<sup>17</sup>

個人情報保護に関する布告(案)（「布告案」）には、詳細な OECD の原則を含む包括的な原則のリストが含まれています。さらに、OECD の原則には含まれていないその他のデータ原則も含まれています。

布告案の最初の原則は、**合法性の原則**です。<sup>18</sup> データは合法的に処理されなければならないと、個人データを処理するために満たさなければならない条件が定められています。

**公平性と透明性の原則**<sup>19</sup> この原則は、データが公正かつ透明な方法で処理されなければならないと、データ対象者は自分の個人データがどのように処理されているかを簡単かつ分かりやすい方法で知ることができることを定めています。

---

<sup>12</sup> 金融消費者保護指令 FCP/第 01 号/2020 の第 5.4 条。

<sup>13</sup> 金融消費者保護指令 FCP/第 01 号/2020 の第 5.4.6 条。

<sup>14</sup> 金融消費者保護指令 FCP/第 01 号/2020 の第 5.4.7 条。

<sup>15</sup> 金融消費者保護指令 FCP/第 01 号/2020 の第 5.4.8 条。

<sup>16</sup> 金融消費者保護指令 FCP/第 01 号/2020 の第 5.4.9 条。

<sup>17</sup> この法律はまだ発効していません。

<sup>18</sup> 個人情報保護に関する布告(案)第 16 条。

<sup>19</sup> 個人情報保護に関する布告(案)第 21 条。



**目的制限の原則**<sup>20</sup> この原則は、個人情報、1 つまたは複数の明示的かつ合法的な目的のためにのみ取得されなければならないことを定めています。

**データ最小化の原則**<sup>21</sup> この原則は、目的制限の原則と連動しており、個人データは処理される目的との関連において適切で、関連性を有しておりかつ過剰であってはならないことを定めています。

**正確性の原則**<sup>22</sup> この原則は、個人データが正確であり、最新の状態に保たれていなければならないことを定めています。さらに、保存制限の原則も含まれます。<sup>23</sup> この原則は、個人データが収集された目的に必要な期間を超えて保存されてはならないことを述べています。

**完全性と機密性の原則**<sup>24</sup> この原則は、データ管理者が第三者の処理者にデータを移転する場合でも、個人データの機密性が確実に維持されるようにすることを重視しています。

**安全の原則**<sup>25</sup> 個人データへの不正アクセスや偶発的な損失、破壊、損傷を防ぐために、技術的・組織的に適切な対策を講じる必要があります。

**データ移転の原則**<sup>26</sup> これは、布告案に含まれるデータローカライゼーションの規定の基礎となるものです。

**責任の原則**<sup>27</sup>と**データ主体の権利の原則**<sup>28</sup>も布告案に盛り込まれています。責任の原則とは、データ管理者とデータ処理者は布告案に定められたすべての義務を遵守する責任があるというものであり、データ主体の権利の原則とは、個人データは布告案に定められたデータ主体の権利(知らされる権利、アクセス権、修正する権利、消去を要求する権利など)に従って処理されなければならないというものです。

---

<sup>20</sup> 個人情報保護に関する布告(案)第 22 条。

<sup>21</sup> 個人情報保護に関する布告(案)第 23 条。

<sup>22</sup> 個人情報保護に関する布告(案)第 24 条。

<sup>23</sup> 個人情報保護に関する布告(案)第 25 条。

<sup>24</sup> 個人情報保護に関する布告(案)第 26 条。

<sup>25</sup> 個人情報保護に関する布告(案)第 27 条。

<sup>26</sup> 個人情報保護に関する布告(案)第 28 条。

<sup>27</sup> 個人情報保護に関する布告(案)第 33 条。

<sup>28</sup> 個人情報保護に関する布告(案)第 34 条。

結論として、布告案は OECD の原則をそのまま含んでいるわけではありませんが、上記の原則のリストにあるすべての原則を網羅し、反映しています。

- ii. OECD プライバシーガイドラインの各原則が適用されない分野があればその概要を教えてください。
  - (a) 収集制限の原則
  - (b) データ内容の原則
  - (c) 目的明確化の原則
  - (d) 利用制限の原則
  - (e) 安全保護の原則
  - (f) 公開の原則
  - (g) 個人参加の原則
  - (h) 責任の原則

OECD の原則の適用を排除する法律はありません。しかし、これらの原則は、データ保護規定を有するすべての立法に適用されるとは限りません(すべての立法に組み込まれるとは限りません)。また、法律の中には、これらの一般原則の例外を定めているものもあります。

**国家安全保障・情報分野** この法律は、諜報および捜査のためにデータを収集する権限を持つ国家情報安全保障局を設立しています。この法律は、国家情報安全保障局の業務に必要な情報または証拠の提供を求められた場合、いかなる者も協力する義務を負うと定めています。個人参加の原則や公開の原則など、一部の原則はこの分野には適用されません。

**重要事項の登録および国民 ID カードに関する布告** この布告は、重要事項と ID カード情報を登録する政府規制当局は、これらを異なる目的で使用できるように適切に保管し

なければならないと定めています。<sup>29</sup> さらに、マスメディアの自由と情報へのアクセスに関する布告のもと、データの非公式な共有が認められています。<sup>30</sup> これは目的制限の原則に反しています。

**コンピュータ犯罪に関する布告** この布告は、サービスプロバイダが、データ対象者に開示する義務を負うことなく、データトラフィックを 2 年間保持し、機密を保持しなければならないことを定めています。これは、公開の原則および個人参加の原則に反する可能性があります。

#### IV. ガバメントアクセスとデータローカライゼーション

あなたの国において、包括的なガバメントアクセスやデータローカライゼーションのような、個人データの主体の権利に影響を及ぼすような仕組みはございますか。ある場合は、その内容をご教示下さい。

**存在します。**

**ガバメントアクセス** 改正連邦倫理・汚職防止委員会の設立に関する布告第 1236 号/2021、改正汚職防止特別手続・証拠規則に関する布告第 434 号/2005、改正汚職防止特別手続・証拠規則に関する改正布告第 882 号/2015、連邦検事総長の設置に関する布告第 943 号/2016、行政機関の権限と義務の定義を規定する布告により、法務省(旧検事総長)は裁判所の令状なしに特定の種類のデータにアクセスする権限を付与されています。

倫理・反汚職委員会は、汚職犯罪の疑いや捜査を受けている個人または組織の銀行口座に関する情報を入手する権限を有します。<sup>31</sup> 汚職犯罪を起訴する権限を持つ機関は、裁判所の令状なしに、個人間の通信を傍受し、カメラ、サウンドレコーダー、その他の電子機器を使用する権限を有します。

何人も、国家情報安全保障局の業務に必要な情報や証拠の提供を求められた場合、裁判所の令状に関係なく協力する義務があります。<sup>32</sup>

法務省は、緊急の必要性があり、重要インフラに損害を与えるコンピュータ犯罪が行われている、または行われようとしていると結論づける合理的な根拠がある場合、裁判所の令状なしに傍受・監視を行う許可を捜査機関に与える権限を有します。

---

<sup>29</sup> 重要事項の登録および国民 ID カードに関する布告第 760 号/2012 の第 63 条。

<sup>30</sup> マスメディアの自由と情報へのアクセスに関する布告第 590 号/2008 の第 12 条 3 項。

<sup>31</sup> 改正連邦倫理・反汚職委員会に関する布告第 1236 号/2021 の第 9 条第 2 項第 1 号。

<sup>32</sup> 国家情報安全保障局の再確立に関する布告第 804 号/2013 の第 27 条。

警察は、連邦警察長官またはその指定する者の許可を得て、裁判所の令状を必要とせず、テロ犯罪を防止するための抜き打ち捜査を行う権限を有します。また、警察は、テロ事件の捜査において、カメラや音声・映像記録装置の使用だけでなく、あらゆる機器を通じた情報交換の傍受や監視など、特別な捜査手法を活用することができます。

金融情報センターは、マネーロンダリングや関連犯罪の捜査に有用と思われる情報を入手する権限を持っています。また、警察、金融機関および指定非金融機関を監督する当局、その他の政府機関に情報を要求することができます。

重要事項の登録または国民 ID カードの発行に関連して収集された情報は、以下の目的のために裁判所の令状なしに他の政府機関に開示されることがあります。

- 国家諜報および保安サービス
- 犯罪の防止および捜査
- 税金の徴収
- 行政サービスおよび社会サービス
- 金融機関のリスク管理システムの実施、および
- その他、法律で認められた目的

各種文書の登録・認証を行う文書認証登録局は、法令により権限を与えられた政府機関（警察、法務省、その他裁判所の令状なしに情報を要求する権限を有する政府機関）に対してデータを開示することがあります。

**データローカライゼーション** データ保護に関する布告案には、データ移転に関する詳細な規定が盛り込まれています。しかし、この布告はまだ発効していません。金融消費者保護指令を除き、データ保護を規制する他の分野の固有の法律は、データ保持義務全般を規制していますが、国境を越えた移転の可能性は規制していません。

金融消費者保護指令は国境を越えたデータ移転を規制しています。金融サービス事業者のモバイルエージェントバンキングサービスによって保持される金融データは、銀行のデータセンターおよびサーバーの外に移転することはできません。これは、2014 年にエチオピア国立銀行が発行した通達（通達 FIS/第 01 号/2014）で規定されています。同通達の第 2.4 条には、“モバイルエージェントバンキングサービスの提供に使用されるデータセンターおよび関連インフラは、金融機関が取得、貸貸、または同じ目的のために特別な契約を締結した金融機関の敷地内に保管するものとする”と記載されています。

## V. データ保護機関

データ保護機関がある場合は、名称と住所をご教示下さい。

*エチオピアにはデータ保護局 (Data Protection Authority) はありません。エチオピアにはデータ保護委員会があり、個人データ保護布告 (Draft Personal Data Protection Proclamation) に盛り込まれています。もっとも、以前の回答で述べたように、この法律はまだ発効していません。*